

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後		改 正 前	
用語の意義 消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。		用語の意義 消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。	
法	消費税法をいう。	法	消費税法をいう。
令	消費税法施行令をいう。	令	消費税法施行令をいう。
規則	消費税法施行規則をいう。	規則	消費税法施行規則をいう。
所法	所得税法をいう。	所法	所得税法をいう。
所法令	所得税法施行令をいう。	所法令	所得税法施行令をいう。
所基通	所得税基本通達をいう。	所基通	所得税基本通達をいう。
法法	法人税法をいう。	法法	法人税法をいう。
法法令	法人税法施行令をいう。	法法令	法人税法施行令をいう。
法基通	法人税基本通達をいう。	法基通	法人税基本通達をいう。
租特法	租税特別措置法をいう。	租特法	租税特別措置法をいう。
租特法令	租税特別措置法施行令をいう。	租特法令	租税特別措置法施行令をいう。
租特法規則	租税特別措置法施行規則をいう。	租特法規則	租税特別措置法施行規則をいう。
輸徴法	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律をいう。	輸徴法	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律をいう。
通則法	国税通則法をいう。	通則法	国税通則法をいう。
消費税等	消費税及び地方消費税をいう。	消費税等	消費税及び地方消費税をいう。
消費税額等	課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額をいう。	消費税額等	課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額をいう。
国内	法第2条第1項第1号《定義》に規定する国内をいう。	国内	法第2条第1項第1号《定義》に規定する国内をいう。

改 正 後		改 正 前	
国外 保税地域	国内以外の地域をいう。 法第2条第1項第2号《定義》に規定する保税地域をいう。	国外 保税地域	国内以外の地域をいう。 法第2条第1項第2号《定義》に規定する保税地域をいう。
個人事業者	法第2条第1項第3号《定義》に規定する個人事業者をいう。	個人事業者	法第2条第1項第3号《定義》に規定する個人事業者をいう。
人格のない社団等	法第2条第1項第7号《定義》に規定する人格のない社団等をいう。	人格のない社団等	法第2条第1項第7号《定義》に規定する人格のない社団等をいう。
<u>内国法人</u>	<u>法第2条第3号《定義》に規定する内国法人をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
外国法人	法第2条第4号《定義》に規定する外国法人をいう。	外国法人	法第2条第4号《定義》に規定する外国法人をいう。
<u>連結子法人</u>	<u>法第2条第12の7の3号《定義》に規定する連結子法人をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
資産の譲渡等	法第2条第1項第8号《定義》に規定する資産の譲渡等をいう。	資産の譲渡等	法第2条第1項第8号《定義》に規定する資産の譲渡等をいう。
課税資産の譲渡等	法第2条第1項第9号《定義》に規定する課税資産の譲渡等をいう。	課税資産の譲渡等	法第2条第1項第9号《定義》に規定する課税資産の譲渡等をいう。
外国貨物	法第2条第1項第10号《定義》に規定する外国貨物をいう。	外国貨物	法第2条第1項第10号《定義》に規定する外国貨物をいう。
課税貨物	法第2条第1項第11号《定義》に規定する課税貨物をいう。	課税貨物	法第2条第1項第11号《定義》に規定する課税貨物をいう。
課税仕入れ	法第2条第1項第12号《定義》に規定する課税仕入れをいう。	課税仕入れ	法第2条第1項第12号《定義》に規定する課税仕入れをいう。
課税仕入れ等	国内において行う課税仕入れ及び保税地域からの課税貨物の引取りをいう。	課税仕入れ等	国内において行う課税仕入れ及び保税地域からの課税貨物の引取りをいう。
事業年度	法第2条第1項第13号《定義》に規定する事業年度をいう。	事業年度	法第2条第1項第13号《定義》に規定する事業年度をいう。

改 正 後		改 正 前	
基準期間	法第2条第1項第14号《定義》に規定する基準期間をいう。	基準期間	法第2条第1項第14号《定義》に規定する基準期間をいう。
<u>特定期間</u>	<u>法第9条の2第4項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》に規定する特定期間をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
棚卸資産	法第2条第1項第15号《定義》に規定する棚卸資産をいう。	棚卸資産	法第2条第1項第15号《定義》に規定する棚卸資産をいう。
調整対象固定資産	法第2条第1項第16号《定義》に規定する調整対象固定資産をいう。	調整対象固定資産	法第2条第1項第16号《定義》に規定する調整対象固定資産をいう。
課税事業者	事業者のうち法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の事業者をいう。	課税事業者	事業者のうち法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の事業者をいう。
免税事業者	事業者のうち法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者をいう。	免税事業者	事業者のうち法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者をいう。
基準期間における課税売上高	法第9条第2項《基準期間における課税売上高の意義》に規定する基準期間における課税売上高をいう。	基準期間における課税売上高	法第9条第2項《基準期間における課税売上高の意義》に規定する基準期間における課税売上高をいう。
<u>特定期間における課税売上高</u>	<u>法第9条の2第2項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》に規定する特定期間における課税売上高をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
資産等取引	法第14条第1項《信託財産に係る資産の譲渡等の帰属》に規定する資産等取引をいう。	資産等取引	法第14条第1項《信託財産に係る資産の譲渡等の帰属》に規定する資産等取引をいう。
信託資産等	法第15条第1項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する信託資産等をいう。	信託資産等	法第15条第1項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する信託資産等をいう。

改 正 後		改 正 前	
固有資産等	法第15条第1項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する固有資産等をいう。	固有資産等	法第15条第1項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する固有資産等をいう。
受託事業者	法第15条第3項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する受託事業者をいう。	受託事業者	法第15条第3項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する受託事業者をいう。
固有事業者	法第15条第4項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する固有事業者をいう。	固有事業者	法第15条第4項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する固有事業者をいう。
課税期間	法第19条第1項《課税期間》に規定する課税期間をいう。	課税期間	法第19条第1項《課税期間》に規定する課税期間をいう。
対価の額	法第28条第1項《課税標準》に規定する対価の額をいう。	対価の額	法第28条第1項《課税標準》に規定する対価の額をいう。
仕入控除税額	法第32条第1項第1号《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する仕入れに係る消費税額をいう。	仕入控除税額	法第32条第1項第1号《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する仕入れに係る消費税額をいう。
課税仕入れ等の税額	法第30条第2項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れ等の税額をいう。	課税仕入れ等の税額	法第30条第2項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れ等の税額をいう。
仕入税額控除	法第45条第1項第2号《課税資産の譲渡等についての確定申告》に掲げる課税標準額に対する消費税額から仕入控除税額を控除することをいう。	仕入税額控除	法第45条第1項第2号《課税資産の譲渡等についての確定申告》に掲げる課税標準額に対する消費税額から仕入控除税額を控除することをいう。
課税売上割合	法第30条第6項後段《課税売上割合》に規定する課税売上割合をいう。	課税売上割合	法第30条第6項後段《課税売上割合》に規定する課税売上割合をいう。
個別対応方式	法第30条第2項第1号《個別対応方式による仕入税額控除》に規定する仕入税額控除の方法をいう。	個別対応方式	法第30条第2項第1号《個別対応方式による仕入税額控除》に規定する仕入税額控除の方法をいう。

改 正 後		改 正 前	
一括比例配分方式	法第30条第2項第2号《一括比例配分方式による仕入税額控除》に規定する仕入税額控除の方法をいう。	一括比例配分方式	法第30条第2項第2号《一括比例配分方式による仕入税額控除》に規定する仕入税額控除の方法をいう。
課税仕入れに係る支払対価の額	法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。	課税仕入れに係る支払対価の額	法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。
非課税資産の譲渡等	法第31条第1項《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する非課税資産の譲渡等をいう。	非課税資産の譲渡等	法第31条第1項《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する非課税資産の譲渡等をいう。
仕入れに係る対価の返還等	法第32条第1項《仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する仕入れに係る対価の返還等をいう。	仕入れに係る対価の返還等	法第32条第1項《仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する仕入れに係る対価の返還等をいう。
簡易課税制度	法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定を適用して法第45条第1項第2号《課税資産の譲渡等についての確定申告》に掲げる課税標準額に対する消費税額から控除することができる仕入控除税額を算出する方法をいう。	簡易課税制度	法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定を適用して法第45条第1項第2号《課税資産の譲渡等についての確定申告》に掲げる課税標準額に対する消費税額から控除することができる仕入控除税額を算出する方法をいう。
売上げに係る対価の返還等	法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等をいう。	売上げに係る対価の返還等	法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等をいう。
<p>(基準期間における課税売上高に含まれる範囲)</p> <p>1—4—2 基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には、法第4条第4項《資産のみなし譲渡》の規定により資産の譲渡とみなされる場合及び第7条《輸出免税等》、第8条《輸出物品販売場にお</p>		<p>(基準期間における課税売上高に含まれる範囲)</p> <p>1—4—2 基準期間における課税売上高には、法第4条第4項《資産のみなし譲渡》の規定により資産の譲渡とみなされる場合及び第7条《輸出免税等》、第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》若</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>ける輸出物品の譲渡に係る免税》若しくは租特法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》から第86条の2《海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税》まで又はその他の法律又は条約の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等に係る対価の額を含み、消費税額等、法第31条《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等とみなされるものの対価の額及び法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等の金額（当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に100分の125を乗じて算出した金額を除く。）は含まないのであるから留意する。</p> <p>（注）<u>1 特定期間における課税売上高は、法第9条の2第3項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》の規定により、1-5-23における給与等の金額の合計額とすることができることに留意する。</u></p> <p><u>2 法第39条第1項《貸倒れに係る消費税額の控除等》に規定する事実が生じたため領収することができなくなった課税資産の譲渡等の対価の額は、当該基準期間に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から控除しない。</u></p> <p>（新規開業等した場合の納税義務の免除）</p> <p>1-4-6 法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免税》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人のように、当該課税期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除される。</p> <p><u>ただし、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人が次の</u></p>	<p>しくは租特法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》から第86条の2《海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税》まで又はその他の法律又は条約の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等に係る対価の額を含み、消費税額等、法第31条《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等とみなされるものの対価の額及び法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等の金額（当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に100分の125を乗じて算出した金額を除く。）は含まないのであるから留意する。</p> <p>（注） 法第39条第1項《貸倒れに係る消費税額の控除等》に規定する事実が生じたため領収することができなくなった課税資産の譲渡等の対価の額は、当該基準期間に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から控除しない。</p> <p>（新規開業等した場合の納税義務の免除）</p> <p>1-4-6 法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免税》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者（<u>法第10条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。</u>）又は新たに設立された法人（<u>法第11条第3項若しくは第4項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、第12条第1項若しくは第2項《分割等があった場合</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>いずれかの規定の適用を受ける場合には、当該課税期間における納税義務は免除されないことに留意する。</u></p> <p>(1)個人事業者</p> <p>イ <u>法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定の適用を受ける者</u></p> <p>ロ <u>法第9条の2第1項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者</u></p> <p>ハ <u>法第10条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者</u></p> <p>(2)法人</p> <p>イ <u>法第9条第4項の規定の適用を受ける法人</u></p> <p>ロ <u>法第9条の2第1項の規定の適用を受ける法人</u></p> <p>ハ <u>法第11条第3項又は第4項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人</u></p> <p>ニ <u>第12条第1項又は第2項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人</u></p> <p>ホ <u>第12条の2第1項《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人</u></p> <p>(注) 個人事業者のいわゆる法人成りにより新たに設立された法人であっても、当該個人事業者の基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高は、当該法人の基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高とはならないのであるから留意する。</p> <p>(事業を廃止した場合の届出書の取扱い)</p> <p>1—4—15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第19条第1項第3号から第4号の2まで《課税期間の特例》又は法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受</p>	<p><u>の納税義務の免除の特例》又は第12条の2第1項《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人を除く。)</u>のように、当該課税期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除される<u>ことに留意する。</u></p> <p>(注) 個人事業者のいわゆる法人成りにより新たに設立された法人であっても、当該個人事業者の基準期間における課税売上高は、当該法人の基準期間における課税売上高とはならないのであるから留意する。</p> <p>(事業を廃止した場合の届出書の取扱い)</p> <p>1—4—15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第19条第1項第3号から第4号の2まで《課税期間の特例》又は法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受</p>

改 正 後	改 正 前
<p>けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》、第19条第3項《課税期間の特例の選択不適用》又は<u>第37条第4項</u>《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》のいずれかに規定する事業を廃止する旨の届出書の提出があったときは、他の事業を廃止する旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(2) 法第57条第1項第3号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、法第9条第5項、第19条第3項又は<u>第37条第4項</u>に規定する事業を廃止する旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(新設法人の3年目以後の取扱い)</p> <p>1—5—18 法第12条の2第1項《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人であっても、基準期間ができた以後の課税期間（同条第2項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の特例》の規定により法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されないこととなる課税期間を除く。）における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(注) <u>1 当該法人が、法9条第1項の規定により納税義務が免除されることとなる場合であっても、特定期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条の2第1項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>2 当該法人が、合併又は分割等により設立された法人である場合</p>	<p>けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》、第19条第3項《課税期間の特例の選択不適用》又は<u>第37条第2項</u>《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》のいずれかに規定する事業を廃止する旨の届出書の提出があったときは、他の事業を廃止する旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(2) 法第57条第1項第3号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、法第9条第5項、第19条第3項又は<u>第37条第2項</u>に規定する事業を廃止する旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(新設法人の3年目以後の取扱い)</p> <p>1—5—18 法第12条の2第1項《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人であっても、基準期間ができた以後の課税期間（同条第2項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の特例》の規定により法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されないこととなる課税期間を除く。）における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(注) 当該法人が、合併又は分割等により設立された法人である場合に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>には、基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項又は法第9条の2第1項の規定によるほか法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p><u>(特定期間における課税売上高とすることができる給与等の金額)</u></p> <p><u>1—5—23 特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超えるかどうかの判定は、特定期間における課税売上高又は法第9条の2第1項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》の個人事業者若しくは法人が特定期間中に支払った所法第231条第1項《給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書》に規定する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものの合計額のいずれかによることができる。</u></p> <p><u>この場合の、給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものは、所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第100条第1項第1号に規定する給与等の金額をいうことから、当該給与等の金額とは、所得税の課税対象とされる給与、賞与等が該当し、所得税が非課税とされる通勤手当、旅費等は該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 特定期間中において支払った給与等の金額には、未払額は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(課税期間の特例適用法人等が解散した場合の課税期間)</u></p> <p><u>3—2—3 内国法人（連結子法人を除く。以下3—2—3において同じ。）が課税期間の中途において解散した場合には、当該解散した内国法人の課税期間は、その事業年度開始の日から法第14条第1項第1号《解散の場合のみなし事業年度》に規定する解散の日までの期間となり、当該</u></p>	<p>は、基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項の規定によるほか法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(課税期間の特例適用法人等が解散した場合の課税期間)</u></p> <p><u>3—2—3 法第2条第7号又は第9号《協同組合等の意義》に規定する協同組合等又は普通法人が課税期間の中途において解散した場合には、当該解散した協同組合等又は普通法人の課税期間は、その事業年度開始の日から同法第14条第1号《解散の場合のみなし事業年度》に規定</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>課税期間の翌課税期間は、当該解散の日の翌日からその事業年度終了の日（同日までに残余財産が確定した場合は、その確定した日）までの期間となることに留意する。この場合において、当該解散した<u>内国法人</u>が法第19条第1項第4号又は第4号の2《課税期間の特例》の規定の適用を受けているときの課税期間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の期間となることに留意する。</p> <p>(1) 法第19条第1項第4号の規定の適用を受けている場合 その期間が3月を超える場合は3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間）</p> <p>(2) 法第19条第1項第4号の2の規定の適用を受けている場合 その期間が1月を超える場合は1月ごとに区分した各期間（最後に1月未満の期間を生じたときは、その1月未満の期間）</p> <p>(注) 1 <u>内国法人が法第14条第1項第22号《継続》に掲げる場合又は外国法人が同項第23号、第24号若しくは第25号《みなし事業年度》に掲げる場合に該当し、当該各号に掲げる期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなされた場合においても同様である。</u></p> <p>2 「解散の日」又は「継続の日」とは、株主総会その他これに準ずる総会等において解散又は継続の日を定めたときはその定めた日、解散又は継続の日を定めなかったときは解散又は継続の決議の日、解散事由の発生により解散した場合には当該事由発生の日をいうものとする。</p> <p>(著作権等の範囲)</p> <p>5—7—6 令第6条第1項第7号《著作権等の所在地》に規定する「著作権」、「出版権」又は「著作隣接権」とは、次のものをいう（外国に</p>	<p>する解散の日までの期間となり、当該課税期間の翌課税期間は、当該解散の日の翌日からその事業年度終了の日（同日までに残余財産が確定した場合は、その確定した日）までの期間となることに留意する。この場合において、当該解散した<u>協同組合等又は普通法人</u>が法第19条第1項第4号又は第4号の2《課税期間の特例》の規定の適用を受けているときの課税期間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の期間となることに留意する。</p> <p>(1) 法第19条第1項第4号の規定の適用を受けている場合 その期間が3月を超える場合は3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間）</p> <p>(2) 法第19条第1項第4号の2の規定の適用を受けている場合 その期間が1月を超える場合は1月ごとに区分した各期間（最後に1月未満の期間を生じたときは、その1月未満の期間）</p> <p>(注) 1 <u>内国法人である協同組合等若しくは普通法人が法第14条第20号《継続》に掲げる場合又は外国法人が同条第21号若しくは第22号《みなし事業年度》に掲げる場合に該当し、当該各号に掲げる期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなされた場合においても同様である。</u></p> <p>2 「解散の日」又は「継続の日」とは、株主総会その他これに準ずる総会等において解散又は継続の日を定めたときはその定めた日、解散又は継続の日を定めなかったときは解散又は継続の決議の日、解散事由の発生により解散した場合には当該事由発生の日をいうものとする。</p> <p>(著作権等の範囲)</p> <p>5—7—6 令第6条第1項第6号《著作権等の所在地》に規定する「著作権」、「出版権」又は「著作隣接権」とは、次のものをいう（外国に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>おけるこれらの権利を含む。)</p> <p>(1) 著作権 著作権法の規定に基づき著作者が著作物に対して有する権利をいう。</p> <p>(2) 出版権 著作権法第3章《出版権》に規定する出版権をいう。</p> <p>(3) 著作隣接権 著作権法第89条《著作隣接権》に規定する著作隣接権をいう。</p> <p>(特別の技術による生産方式の範囲)</p> <p>5—7—7 令第6条第1項第7号《著作権の所在地》に規定する「特別の技術による生産方式」とは、特許に至らない技術、技術に関する附帯情報等をいい、いわゆるノウハウと称されるものがこれに該当する。</p> <p>(営業権の範囲)</p> <p>5—7—8 令第6条第1項第8号《営業権等の所在地》に規定する営業権には、例えば、繊維工業における織機の登録権利、許可漁業の出漁権、タクシー業のいわゆるナンバー権のように、法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく登録、認可、許可、割当て等に基づく権利（外国におけるこれらの権利を含む。）が該当する。</p> <p>(漁業権等の範囲)</p> <p>5—7—9 令第6条第1項第8号《漁業権等の所在地》に規定する「漁業権」又は「入漁権」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの権利を含む。)</p> <p>(1) 漁業権 漁業法第6条第1項《漁業権の定義》に規定する定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。</p> <p>(2) 入漁権 漁業法第7条《入漁権の定義》に規定する入漁権をいう。</p>	<p>おけるこれらの権利を含む。)</p> <p>(1) 著作権 著作権法の規定に基づき著作者が著作物に対して有する権利をいう。</p> <p>(2) 出版権 著作権法第3章《出版権》に規定する出版権をいう。</p> <p>(3) 著作隣接権 著作権法第89条《著作隣接権》に規定する著作隣接権をいう。</p> <p>(特別の技術による生産方式の範囲)</p> <p>5—7—7 令第6条第1項第6号《著作権の所在地》に規定する「特別の技術による生産方式」とは、特許に至らない技術、技術に関する附帯情報等をいい、いわゆるノウハウと称されるものがこれに該当する。</p> <p>(営業権の範囲)</p> <p>5—7—8 令第6条第1項第7号《営業権等の所在地》に規定する営業権には、例えば、繊維工業における織機の登録権利、許可漁業の出漁権、タクシー業のいわゆるナンバー権のように、法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく登録、認可、許可、割当て等に基づく権利（外国におけるこれらの権利を含む。）が該当する。</p> <p>(漁業権等の範囲)</p> <p>5—7—9 令第6条第1項第7号《漁業権等の所在地》に規定する「漁業権」又は「入漁権」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの権利を含む。)</p> <p>(1) 漁業権 漁業法第6条第1項《漁業権の定義》に規定する定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。</p> <p>(2) 入漁権 漁業法第7条《入漁権の定義》に規定する入漁権をいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(学校教育関係の非課税範囲)</p> <p>6—11—1 教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものであることに留意する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 学校教育法第134条第1項《各種学校》に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育として行う役務の提供で、次の要件に該当するもの</p> <p>イ 修業年限が1年以上であること。</p> <p>ロ その1年間の授業時間数（普通科、専攻科その他これらに準ずる区別がある場合には、それぞれの授業時間数）が680時間以上であること。</p> <p>ハ その施設（教員数を含む。）が同時に授業を受ける生徒数に比し十分であること。</p> <p>ニ その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。</p> <p>ホ その生徒について学年又は学期ごとにその成績の評価が行われ、その結果が成績考査に関する表簿その他の書類に登載されていること。</p> <p>ヘ その生徒について所定の技術等を習得したかどうかの成績の評価が行われ、その評価に基づいて卒業証書又は修了証書が授与されていること。</p> <p>(注) 各種学校には、外国学校法人も含まれている。</p> <p>(4) 次に掲げる施設を設置する者が当該施設における教育（職業訓練を含む。）として行う役務の提供で、(3)のイからへまでの要件に該当す</p>	<p>(学校教育関係の非課税範囲)</p> <p>6—11—1 教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものであることに留意する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 学校教育法第134条第1項《各種学校》に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育として行う役務の提供で、次の要件に該当するもの</p> <p>イ 修業年限が1年以上であること。</p> <p>ロ その1年間の授業時間数（普通科、専攻科その他これらに準ずる区別がある場合には、それぞれの授業時間数）が680時間以上であること。</p> <p>ハ その施設（教員数を含む。）が同時に授業を受ける生徒数に比し十分であること。</p> <p>ニ その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。</p> <p>ホ その生徒について学年又は学期ごとにその成績の評価が行われ、その結果が成績考査に関する表簿その他の書類に登載されていること。</p> <p>ヘ その生徒について所定の技術等を習得したかどうかの成績の評価が行われ、その評価に基づいて卒業証書又は修了証書が授与されていること。</p> <p>(注) 各種学校には、外国学校法人も含まれている。</p> <p>(4) 次に掲げる施設を設置する者が当該施設における教育（職業訓練を含む。）として行う役務の提供で、(3)のイからへまでの要件に該当す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>るもの</p> <p>イ 独立行政法人水産大学校法に規定する独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法に規定する独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の施設、独立行政法人海技教育機構法に規定する独立行政法人海技教育機構の施設、<u>独立行政法人航空大学校法に規定する独立行政法人航空大学校及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律に規定する独立行政法人国立国際医療研究センターの施設</u></p> <p>ロ 職業能力開発促進法に規定する職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校（職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校にあっては、国若しくは地方公共団体又は職業訓練法人が設置するものに限る。）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(注) イに掲げる施設にあっては、(3)のニの「年2回」は「年4回」とされている。</p> <p>(輸出免税等の具体的範囲)</p> <p>7—2—1 法第7条第1項及び令第17条各項《輸出免税等の範囲》の規定により輸出免税とされるものの範囲は、おおむね次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 外国貨物の荷役、運送、保管、検数又は鑑定等の役務の提供</p> <p>(注) <u>特例輸出貨物</u>（関税法第30条第1項第5号《外国貨物を置く場所の制限》に規定する<u>特例輸出貨物</u>をいう。以下7—2—13の2において同じ。）に係るこれらの役務の提供にあっては、次のものに限られる。</p>	<p>るもの</p> <p>イ 独立行政法人水産大学校法に規定する独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法に規定する独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の施設、独立行政法人海技教育機構法に規定する独立行政法人海技教育機構の施設<u>及び</u>独立行政法人航空大学校法に規定する独立行政法人航空大学校</p> <p>ロ 職業能力開発促進法に規定する職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校（職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校にあっては、国若しくは地方公共団体又は職業訓練法人が設置するものに限る。）</p> <p>ハ <u>厚生労働省令に規定する国立看護大学校</u></p> <p>(注) イに掲げる施設にあっては、(3)のニの「年2回」は「年4回」とされている。</p> <p>(輸出免税等の具体的範囲)</p> <p>7—2—1 法第7条第1項及び令第17条各項《輸出免税等の範囲》の規定により輸出免税とされるものの範囲は、おおむね次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(7) 同左</p> <p>(8) 外国貨物の荷役、運送、保管、検数又は鑑定等の役務の提供</p> <p>(注) <u>特定輸出貨物</u>（関税法第30条第1項第5号《外国貨物を置く場所の制限》に規定する<u>特定輸出貨物</u>をいう。以下7—2—13の2において同じ。）に係るこれらの役務の提供にあっては、次のものに限られる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 指定保税地域等（関税法第29条《保税地域の種類》に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下7—2—1及び7—2—13において同じ。）及び当該<u>特例輸出貨物</u>の輸出のための船舶又は航空機への積込みの場所におけるもの</p> <p>(2) 指定保税地域等相互間の運送</p> <p>(9)～(11) 省略</p> <p>(特例輸出貨物に対する役務の提供)</p> <p>7—2—13の2 令第17条第2項第4号《輸出取引等の範囲》に規定する「<u>特例輸出貨物</u>の輸出のための船舶又は航空機への積込みの場所におけるもの」とは、<u>特例輸出貨物</u>を輸出するための船舶又は航空機へ積み込む場所及び当該<u>特例輸出貨物</u>を積み込んだ船舶又は航空機における当該<u>特例輸出貨物</u>の荷役、検数、鑑定又は検量等の役務の提供をいう。</p> <p>(輸出証明書等)</p> <p>7—2—23 法第7条第2項《輸出証明》に規定する「その課税資産の譲渡等が……、財務省令で定めるところにより証明されたもの」又は租特法規則第36条第1項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第7条第1項第1号《輸出免税》に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けである場合</p> <p>イ 関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定により輸出の許可を受ける貨物である場合（船舶又は航空機の貸付けである場合を除く。） 輸出許可書</p> <p>(注) <u>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等</u>に關す</p>	<p>(1) 指定保税地域等（関税法第29条《保税地域の種類》に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下7—2—1及び7—2—13において同じ。）及び当該<u>特定輸出貨物</u>の輸出のための船舶又は航空機への積込みの場所におけるもの</p> <p>(2) 指定保税地域等相互間の運送</p> <p>(9)～(11) 同左</p> <p>(特定輸出貨物に対する役務の提供)</p> <p>7—2—13の2 令第17条第2項第4号《輸出取引等の範囲》に規定する「<u>特定輸出貨物</u>の輸出のための船舶又は航空機への積込みの場所におけるもの」とは、<u>特定輸出貨物</u>を輸出するための船舶又は航空機へ積み込む場所及び当該<u>特定輸出貨物</u>を積み込んだ船舶又は航空機における当該<u>特定輸出貨物</u>の荷役、検数、鑑定又は検量等の役務の提供をいう。</p> <p>(輸出証明書等)</p> <p>7—2—23 法第7条第2項《輸出証明》に規定する「その課税資産の譲渡等が……、財務省令で定めるところにより証明されたもの」又は租特法規則第36条第1項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第7条第1項第1号《輸出免税》に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けである場合</p> <p>イ 関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定により輸出の許可を受ける貨物である場合（船舶又は航空機の貸付けである場合を除く。） 輸出許可書</p> <p>(注) <u>電子情報処理組織による税関手続の特例等</u>に關する法律第3</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る法律第3条《<u>情報通信技術利用法の適用</u>》の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して輸出申告し、輸出の許可があったものにあつては、「輸出許可通知書（輸出申告控）」又は「輸出申告控」及び「輸出許可通知書」が輸出許可書に該当するものとする。</p> <p>ロ～ト 省略 (2)～(4) 省略</p> <p>（先物取引に係る資産の譲渡等の時期）</p> <p>9—1—24 <u>商品先物取引法</u>の規定により商品の先物取引を行った場合で、一定の期日までに反対売買することにより差金の授受によって決済したときは、当該先物取引は資産の引渡しを伴わない取引であるから資産の譲渡等には該当しないのであるが、現物の引渡しを行う場合には、当該引渡しを行う日に資産の譲渡等が行われたことになるのであるから留意する。</p> <p>（新規に開業をした事業者の仕入税額控除）</p> <p>11—1—7 法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用があるのは、課税事業者に限られるのであるから、新たに事業を開始した個人事業者（法第9条の2第1項《<u>前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例</u>》、法第10条《<u>相続があつた場合の納税義務の免除の特例</u>》の規定の適用を受ける者を除く。）又は新たに設立した法人（法第9条の2第1項、法第11条《<u>合併があつた場合の納税義務の免除の特例</u>》、第12条《<u>分割等があつた場合の納税義務の免除の特例</u>》又は第12条の2第1項《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定の適用を受ける者を除く。）は、法第9条第4項《<u>小規模事業者に係る納税義務の免除の不適用</u>》の規定により課税事業者を選択しない限り、課税仕</p>	<p>条《<u>電子情報処理組織による申告又は処分の通知</u>》の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して輸出申告し、輸出の許可があったものにあつては、「輸出許可通知書（輸出申告控）」又は「輸出申告控」及び「輸出許可通知書」が輸出許可書に該当するものとする。</p> <p>ロ～ト 省略 (2)～(4) 省略</p> <p>（先物取引に係る資産の譲渡等の時期）</p> <p>9—1—24 <u>商品取引所法</u>の規定により商品の先物取引を行った場合で、一定の期日までに反対売買することにより差金の授受によって決済したときは、当該先物取引は資産の引渡しを伴わない取引であるから資産の譲渡等には該当しないのであるが、現物の引渡しを行う場合には、当該引渡しを行う日に資産の譲渡等が行われたことになるのであるから留意する。</p> <p>（新規に開業をした事業者の仕入税額控除）</p> <p>11—1—7 法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用があるのは、課税事業者に限られるのであるから、新たに事業を開始した個人事業者（法第10条《<u>相続があつた場合の納税義務の免除の特例</u>》の規定の適用を受ける者を除く。）又は新たに設立した法人（法第11条《<u>合併があつた場合の納税義務の免除の特例</u>》、第12条《<u>分割等があつた場合の納税義務の免除の特例</u>》又は第12条の2第1項《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定の適用を受ける者を除く。）は、法第9条第4項《<u>小規模事業者に係る納税義務の免除の不適用</u>》の規定により課税事業者を選択しない限り、課税仕入れ等の税額を控除することはできないのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>入れ等の税額を控除することはできないのであるから留意する。</p> <p>(電子申告の場合の輸入の許可があったことを証する書類)</p> <p>11—3—11 <u>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第3条《情報通信技術利用法の適用》</u>の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して輸入申告したものについて、輸入の許可があった場合における令第49条第5項第1号《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等》に規定する輸入の許可があったことを証する書類は、「輸入申告控」及び「輸入許可通知書」とする。</p> <p>(相続があった場合の還付申告に係る還付加算金)</p> <p>15—5—1 被相続人の死亡した日の属する課税期間の消費税につき、法第52条第1項《仕入れに係る消費税額の還付》の規定による還付を受けるための確定申告書等が相続人から提出された場合における、当該還付金に係る還付加算金の計算の基礎となる期間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期限又は日の翌日から還付のための支払決定をした日までの期間となることに留意する。</p> <p>(1) 当該確定申告書等が法第45条第1項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する申告書により還付を受ける場合で当該申告書が同条第2項又は第3項《相続があった場合の申告期限》に規定する提出期限内に提出された場合 当該申告書の提出期限</p> <p>(2) 当該確定申告書等が法第46条第1項《還付を受けるための申告》に規定する申告書により還付を受ける場合で、当該申告書が、死亡の日の翌日から2月を経過する日の前日までに提出された場合 死亡の日</p>	<p>(電子申告の場合の輸入の許可があったことを証する書類)</p> <p>11—3—11 <u>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第3条《電子情報処理組織による申告又は処分の通知等》</u>の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して輸入申告したものについて、輸入の許可があった場合における令第49条第5項第1号《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等》に規定する輸入の許可があったことを証する書類は、「輸入申告控」及び「輸入許可通知書」とする。</p> <p>(相続があった場合の還付申告に係る還付加算金)</p> <p>15—5—1 被相続人の死亡した日の属する課税期間の消費税につき、法第52条第1項《仕入れに係る消費税額の還付》の規定による還付を受けるための確定申告書等が相続人から提出された場合における、当該還付金に係る還付加算金の計算の基礎となる期間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期限又は日の翌日から還付のための支払決定をした日までの期間となることに留意する。</p> <p><u>法第54条第1項《更正による仕入れに係る消費税額の還付》に規定する更正により、確定申告書等に係る消費税額が還付される場合も同様である。</u></p> <p>(1) 当該確定申告書等が法第45条第1項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する申告書により還付を受ける場合で当該申告書が同条第2項又は第3項《相続があった場合の申告期限》に規定する提出期限内に提出された場合 当該申告書の提出期限</p> <p>(2) 当該確定申告書等が法第46条第1項《還付を受けるための申告》に規定する申告書により還付を受ける場合で、当該申告書が、死亡の日の翌日から2月を経過する日の前日までに提出された場合 死亡の日</p>



改 正 後	改 正 前
<p>の翌日から2月を経過する日</p> <p>(3) (1)に掲げる申告書が(1)に掲げる提出期限の翌日以後に提出された場合又は(2)に掲げる申告書が(2)に掲げる日の翌日以後に提出された場合 これらの申告書が提出された日の属する月の末日</p>	<p>の翌日から2月を経過する日</p> <p>(3) (1)に掲げる申告書が(1)に掲げる提出期限の翌日以後に提出された場合又は(2)に掲げる申告書が(2)に掲げる日の翌日以後に提出された場合 これらの申告書が提出された日の属する月の末日</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(受益者とみなされる委託者)</p> <p>4—3—5 法第14条第2項《信託財産に係る資産の譲渡等の帰属》の規定により受益者とみなされる者には、同項に掲げる信託の変更をする権限を有している委託者が次に掲げる場合であるものが含まれることに留意する。</p> <p>(1) 当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合</p> <p>(2) 信託法第182条第2項に掲げる信託行為に残余財産受益者又は帰属権利者（以下4—3—5において「残余財産受益者等」という。）の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者の<u>全て</u>がその権利を放棄した場合</p> <p>(事業としての意義)</p> <p>5—1—1 法第2条第1項第8号《資産の譲渡等の意義》に規定する「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいう。</p> <p>(注)1 個人事業者が生活の用に供している資産を譲渡する場合の当該譲渡は、「事業として」には該当しない。</p> <p>2 法人が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、その<u>全て</u>が「事業として」に該当する。</p> <p>(対価補償金等)</p> <p>5—2—10 令第2条第2項《資産の譲渡等の範囲》に規定する「補償金」とは、同項の規定により譲渡があったものとみなされる収用の目的となった所有権その他の権利の対価たる補償金（以下5—2—10において「対価補償金」という。）をいうのであり、当該補償金の収受により権利者の権利が消滅し、かつ、当該権利を取得する者から支払われるものに限</p>	<p>(受益者とみなされる委託者)</p> <p>4—3—5 法第14条第2項《信託財産に係る資産の譲渡等の帰属》の規定により受益者とみなされる者には、同項に掲げる信託の変更をする権限を有している委託者が次に掲げる場合であるものが含まれることに留意する。</p> <p>(1) 当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合</p> <p>(2) 信託法第182条第2項に掲げる信託行為に残余財産受益者又は帰属権利者（以下4—3—5において「残余財産受益者等」という。）の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者の<u>すべて</u>がその権利を放棄した場合</p> <p>(事業としての意義)</p> <p>5—1—1 法第2条第1項第8号《資産の譲渡等の意義》に規定する「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいう。</p> <p>(注)1 個人事業者が生活の用に供している資産を譲渡する場合の当該譲渡は、「事業として」には該当しない。</p> <p>2 法人が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、その<u>すべて</u>が「事業として」に該当する。</p> <p>(対価補償金等)</p> <p>5—2—10 令第2条第2項《資産の譲渡等の範囲》に規定する「補償金」とは、同項の規定により譲渡があったものとみなされる収用の目的となった所有権その他の権利の対価たる補償金（以下5—2—10において「対価補償金」という。）をいうのであり、当該補償金の収受により権利者の権利が消滅し、かつ、当該権利を取得する者から支払われるものに限</p>

改 正 後	改 正 前
<p>られるから、次に掲げる補償金は、対価補償金に該当しないことに留意する。</p> <p>(1) 事業について減少することとなる収益又は生ずることとなる損失の<u>補填</u>に充てるものとして交付を受ける補償金</p> <p>(2) 休廃業等により生ずる事業上の費用の<u>補填</u>又は収用等による譲渡の目的となった資産以外の資産について実現した損失の<u>補填</u>に充てるものとして交付を受ける補償金</p> <p>(3) 資産の移転に要する費用の<u>補填</u>に充てるものとして交付を受ける補償金</p> <p>(4) その他対価補償金たる実質を有しない補償金</p> <p>(注) 省略</p> <p>(補助金、奨励金、助成金等)</p> <p>5—2—15 事業者が国又は地方公共団体等から受ける奨励金若しくは助成金等又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項《定義》に掲げる補助金等のように、特定の政策目的の実現を図るための給付金は、資産の譲渡等の対価に該当しないことに留意する。</p> <p>(注) 雇用保険法の規定による雇用調整助成金、雇用対策法の規定による職業転換給付金又は障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による身体障害者等能力開発助成金のように、その給付原因となる休業手当、賃金、職業訓練費等の経費の支出に当たり、あらかじめこれらの雇用調整助成金等による<u>補填</u>を前提として所定の手続きをとり、その手続きのもとにこれらの経費の支出がされることになるものであっても、これらの雇用調整助成金等は、資産の譲渡等の対価に該当しない。</p>	<p>られるから、次に掲げる補償金は、対価補償金に該当しないことに留意する。</p> <p>(1) 事業について減少することとなる収益又は生ずることとなる損失の<u>補てん</u>に充てるものとして交付を受ける補償金</p> <p>(2) 休廃業等により生ずる事業上の費用の<u>補てん</u>又は収用等による譲渡の目的となった資産以外の資産について実現した損失の<u>補てん</u>に充てるものとして交付を受ける補償金</p> <p>(3) 資産の移転に要する費用の<u>補てん</u>に充てるものとして交付を受ける補償金</p> <p>(4) その他対価補償金たる実質を有しない補償金</p> <p>(注) 同左</p> <p>(補助金、奨励金、助成金等)</p> <p>5—2—15 事業者が国又は地方公共団体等から受ける奨励金若しくは助成金等又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項《定義》に掲げる補助金等のように、特定の政策目的の実現を図るための給付金は、資産の譲渡等の対価に該当しないことに留意する。</p> <p>(注) 雇用保険法の規定による雇用調整助成金、雇用対策法の規定による職業転換給付金又は障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による身体障害者等能力開発助成金のように、その給付原因となる休業手当、賃金、職業訓練費等の経費の支出に当たり、あらかじめこれらの雇用調整助成金等による<u>補てん</u>を前提として所定の手続きをとり、その手続きのもとにこれらの経費の支出がされることになるものであっても、これらの雇用調整助成金等は、資産の譲渡等の対価に該当しない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(国内及び国外にわたって行われる旅客又は貨物の輸送等)</p> <p>5—7—13 事業者が対価を得て行う令第6条第2項第1号から第3号まで《資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定》に規定する国内及び国外にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送、通信又は郵便若しくは信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項《定義》に規定する「信書便」をいう。以下7—2—23までにおいて同じ。）については、国内を出発地若しくは発送地、発信地又は差出地とするもの及び国内を到着地、受信地又は配達地とするものの<u>全て</u>が国内において行われた課税資産の譲渡等に該当し、法第7条第1項第3号《国際輸送等に係る輸出免税等》又は令第17条第2項第5号若しくは第7号《国際郵便等に係る輸出免税》の規定の適用を受けることになるのであるから留意する。</p> <p>(償還有価証券に係る償還差益)</p> <p>6—3—2の2 令第10条第3項第6号《償還差益を対価とする資産の貸付け》に規定する償還差益を対価とする国債等の取得は非課税となるのであるが、当該国債等が法令第139条の2第1項《償還有価証券の調整差益又は調整差損の益金又は損金算入》に規定する償還有価証券に該当する場合の償還差益には、当該償還有価証券を取得した日の属する事業年度から償還の日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度における法人の所得の金額の計算において、益金の額に算入した同項の調整差益の<u>全て</u>が含まれるのであるから留意する。</p> <p>(身体障害者用物品に該当する自動車の修理の取扱い)</p> <p>6—10—4 身体障害者用物品に該当する自動車の修理で令第14条の4第2項《身体障害者用物品の範囲等》に規定する身体障害者用物品の修理に該当するものは、平成3年厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条</p>	<p>(国内及び国外にわたって行われる旅客又は貨物の輸送等)</p> <p>5—7—13 事業者が対価を得て行う令第6条第2項第1号から第3号まで《資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定》に規定する国内及び国外にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送、通信又は郵便若しくは信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項《定義》に規定する「信書便」をいう。以下7—2—23までにおいて同じ。）については、国内を出発地若しくは発送地、発信地又は差出地とするもの及び国内を到着地、受信地又は配達地とするものの<u>すべて</u>が国内において行われた課税資産の譲渡等に該当し、法第7条第1項第3号《国際輸送等に係る輸出免税等》又は令第17条第2項第5号若しくは第7号《国際郵便等に係る輸出免税》の規定の適用を受けることになるのであるから留意する。</p> <p>(償還有価証券に係る償還差益)</p> <p>6—3—2の2 令第10条第3項第6号《償還差益を対価とする資産の貸付け》に規定する償還差益を対価とする国債等の取得は非課税となるのであるが、当該国債等が法令第139条の2第1項《償還有価証券の調整差益又は調整差損の益金又は損金算入》に規定する償還有価証券に該当する場合の償還差益には、当該償還有価証券を取得した日の属する事業年度から償還の日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度における法人の所得の金額の計算において、益金の額に算入した同項の調整差益の<u>すべて</u>が含まれるのであるから留意する。</p> <p>(身体障害者用物品に該当する自動車の修理の取扱い)</p> <p>6—10—4 身体障害者用物品に該当する自動車の修理で令第14条の4第2項《身体障害者用物品の範囲等》に規定する身体障害者用物品の修理に該当するものは、平成3年厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」第2項《身体障害者用物品の修理》の規定により同告示第1項《身体障害者用物品》第37号に定める補助手段に係る修理及び第38号に定める<u>車椅子</u>等昇降装置及び必要な手段に係る修理に限られる。</p> <p>したがって、補助手段等の修理と他の部分の修理とを併せて行った場合には、補助手段等の修理のみが身体障害者用物品の修理に該当することに留意する。</p> <p>(旅客輸送に係る国際輸送の範囲)</p> <p>7—2—4 法第7条第1項第3号《国際輸送等に対する輸出免税》に規定する国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客又は貨物の輸送は、国内から国外への旅客若しくは貨物の輸送又は国外から国内への旅客若しくは貨物の輸送（以下「国際輸送」という。）をいうのであるが、国際輸送として行う旅客輸送の一部に国内における輸送（以下「国内輸送」という。）が含まれている場合であっても、次の<u>全て</u>の要件を満たす場合の国内輸送は、国際輸送に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(国内に支店等を有する非居住者に対する役務の提供)</p> <p>7—2—17 事業者が非居住者に対して役務の提供を行った場合に、当該非居住者が支店又は出張所等を国内に有するときは、当該役務の提供は当該支店又は出張所等を経由して役務の提供を行ったものとして、令第17条第2項第7号《非居住者に対する役務の提供》の規定の適用はないものとして取り扱う。</p> <p>ただし、国内に支店又は出張所等を有する非居住者に対する役務の提供であっても、次の要件の<u>全て</u>を満たす場合には、令第17条第2項第7</p>	<p>の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」第2項《身体障害者用物品の修理》の規定により同告示第1項《身体障害者用物品》第37号に定める補助手段に係る修理及び第38号に定める<u>車いす</u>等昇降装置及び必要な手段に係る修理に限られる。</p> <p>したがって、補助手段等の修理と他の部分の修理とを併せて行った場合には、補助手段等の修理のみが身体障害者用物品の修理に該当することに留意する。</p> <p>(旅客輸送に係る国際輸送の範囲)</p> <p>7—2—4 法第7条第1項第3号《国際輸送等に対する輸出免税》に規定する国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客又は貨物の輸送は、国内から国外への旅客若しくは貨物の輸送又は国外から国内への旅客若しくは貨物の輸送（以下「国際輸送」という。）をいうのであるが、国際輸送として行う旅客輸送の一部に国内における輸送（以下「国内輸送」という。）が含まれている場合であっても、次の<u>すべて</u>の要件を満たす場合の国内輸送は、国際輸送に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1)、(2) 同左</p> <p>(国内に支店等を有する非居住者に対する役務の提供)</p> <p>7—2—17 事業者が非居住者に対して役務の提供を行った場合に、当該非居住者が支店又は出張所等を国内に有するときは、当該役務の提供は当該支店又は出張所等を経由して役務の提供を行ったものとして、令第17条第2項第7号《非居住者に対する役務の提供》の規定の適用はないものとして取り扱う。</p> <p>ただし、国内に支店又は出張所等を有する非居住者に対する役務の提供であっても、次の要件の<u>すべて</u>を満たす場合には、令第17条第2項第</p>

改 正 後	改 正 前
<p>号に規定する役務の提供に該当するものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(輸出物品販売場における免税物品の購入方法)</p> <p>8—1—7 令第18条第2項第1号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》の規定により、輸出物品販売場を経営する事業者が同項に規定する旅券等に記録票（規則別表第1から第3まで《輸出物品販売場免税を受けるための書類の様式》に規定する輸出免税物品購入記録票をいう。以下8—1—8までにおいて同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける記録票は、当該旅券等と割印のできるようにのり付け等の方法により貼付けた上、次の形式の印をもって割印し、以後に貼付ける記録票は、その直前に貼付けた記録票と割印のできるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。</p> <p>なお、記録票は、出入国記録（E/Dカード）に貼付けるのではないことに留意する。</p> <div data-bbox="168 965 286 1204" style="text-align: center;">  </div> <p>規格 おおむね横6mm、縦8mm</p> <p>(輸出自動車に対する輸出物品販売場免税)</p> <p>8—1—8 自動車に対する法第8条《輸出物品販売場における輸出物品</p>	<p>7号に規定する役務の提供に該当するものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(1)、(2) 同左</p> <p>(輸出物品販売場における免税物品の購入方法)</p> <p>8—1—7 令第18条第2項第1号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》の規定により、輸出物品販売場を経営する事業者が同項に規定する旅券等に記録票（規則別表第1から第3まで《輸出物品販売場免税を受けるための書類の様式》に規定する輸出免税物品購入記録票をいう。以下8—1—8までにおいて同じ。）をはり付ける場合は、最初にはり付ける記録票は、当該旅券等と割印のできるようにのり付け等の方法によりはり付けた上、次の形式の印をもって割印し、以後にはり付ける記録票は、その直前にはり付けた記録票と割印のできるようにのり付け等の方法によりはり付け、割印する。</p> <p>なお、記録票は、出入国記録（E/Dカード）にはり付けるのではないことに留意する。</p> <div data-bbox="1198 965 1317 1204" style="text-align: center;">  </div> <p>規格 おおむね横6mm、縦8mm</p> <p>(輸出自動車に対する輸出物品販売場免税)</p> <p>8—1—8 自動車に対する法第8条《輸出物品販売場における輸出物品</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の譲渡に係る免税》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 法第8条第1項の規定により免税で購入した自動車を輸出する場合には、次によるものとする。</p> <p>イ 当該非居住者は、輸出地の所轄税関に対して、関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定による当該自動車の輸出申告をする際に、旅券等に貼付けた当該自動車に係る記録票を提示する。</p> <p>ロ、ハ 省略</p> <p>(輸出物品販売場の許可)</p> <p>8—2—1 法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、原則として、次に掲げる条件の<u>全て</u>を満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、令第18条第2項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》に規定する輸出物品販売場の許可は、(3)から(5)までに掲げる条件を満たしていれば足りるものとする。</p> <p>なお、輸出物品販売場を移転した場合は、移転後の販売場につき改めて輸出物品販売場の許可を受ける必要があるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(集団投資信託等の資産の譲渡等の時期)</p> <p>9—1—30 集団投資信託等については、委託者から信託を受けた受託者が資産等取引を行ったこととなるから、当該受託者の資産等取引については、当該受託者の課税期間に対応させて消費税額を計算することとなる。</p> <p>ただし、法人課税信託を除き、当該受託者の課税期間と当該受託者における個々の信託の計算期間とが異なる場合において、当該課税期間中</p>	<p>の譲渡に係る免税》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)、(2) 同左</p> <p>(3) 法第8条第1項の規定により免税で購入した自動車を輸出する場合には、次によるものとする。</p> <p>イ 当該非居住者は、輸出地の所轄税関に対して、関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定による当該自動車の輸出申告をする際に、旅券等に<u>はり付けた</u>当該自動車に係る記録票を提示する。</p> <p>ロ、ハ 同左</p> <p>(輸出物品販売場の許可)</p> <p>8—2—1 法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、原則として、次に掲げる条件の<u>すべて</u>を満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、令第18条第2項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》に規定する輸出物品販売場の許可は、(3)から(5)までに掲げる条件を満たしていれば足りるものとする。</p> <p>なお、輸出物品販売場を移転した場合は、移転後の販売場につき改めて輸出物品販売場の許可を受ける必要があるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(5) 同左</p> <p>(集団投資信託等の資産の譲渡等の時期)</p> <p>9—1—30 集団投資信託等については、委託者から信託を受けた受託者が資産等取引を行ったこととなるから、当該受託者の資産等取引については、当該受託者の課税期間に対応させて消費税額を計算することとなる。</p> <p>ただし、法人課税信託を除き、当該受託者の課税期間と当該受託者における個々の信託の計算期間とが異なる場合において、当該課税期間中</p>

改 正 後	改 正 前
<p>にその計算期間の末日が到来した信託についてその計算期間中に行われた資産等取引の<u>全て</u>を当該課税期間における資産等取引としているときは、継続適用を条件としてこれを認める。</p> <p>(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例の適用関係)</p> <p>9—5—1 法第18条《小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例》の規定は、その事業者が所法第67条《小規模事業者の収入及び費用の帰属時期》の規定の適用を受ける場合に限り適用することができるのであるが、同条の規定の適用を受ける場合であっても、当該事業者が<u>全て</u>の資産の譲渡等につきその譲渡等の時期をその実際の引渡しのあった日によることとするとは差し支えないのであるから留意する。</p> <p>(委託販売等に係る手数料)</p> <p>10—1—12 委託販売その他業務代行等（以下10—1—12において「委託販売等」という。）に係る資産の譲渡等を行った場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 委託販売等に係る委託者については、受託者が委託商品を譲渡等したことに伴い収受した又は収受すべき金額が委託者における資産の譲渡等の金額となるのであるが、その課税期間中に行った委託販売等の<u>全て</u>について、当該資産の譲渡等の金額から当該受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額としているときは、これを認める。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(実質的な輸入者と輸入申告名義人が異なる場合の取扱い)</p> <p>11—1—6 課税貨物について、関税定率法第9条の2《関税割当制度》</p>	<p>にその計算期間の末日が到来した信託についてその計算期間中に行われた資産等取引の<u>すべて</u>を当該課税期間における資産等取引としているときは、継続適用を条件としてこれを認める。</p> <p>(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例の適用関係)</p> <p>9—5—1 法第18条《小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例》の規定は、その事業者が所法第67条《小規模事業者の収入及び費用の帰属時期》の規定の適用を受ける場合に限り適用することができるのであるが、同条の規定の適用を受ける場合であっても、当該事業者が<u>すべて</u>の資産の譲渡等につきその譲渡等の時期をその実際の引渡しのあった日によることとするとは差し支えないのであるから留意する。</p> <p>(委託販売等に係る手数料)</p> <p>10—1—12 委託販売その他業務代行等（以下10—1—12において「委託販売等」という。）に係る資産の譲渡等を行った場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 委託販売等に係る委託者については、受託者が委託商品を譲渡等したことに伴い収受した又は収受すべき金額が委託者における資産の譲渡等の金額となるのであるが、その課税期間中に行った委託販売等の<u>すべて</u>について、当該資産の譲渡等の金額から当該受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額としているときは、これを認める。</p> <p>(2) 同左</p> <p>(実質的な輸入者と輸入申告名義人が異なる場合の取扱い)</p> <p>11—1—6 課税貨物について、関税定率法第9条の2《関税割当制度》</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の規定により割当てを受け又は関税暫定措置法の規定により関税の軽減若しくは免除を受ける場合には、当該割当てを受けた者又は軽減若しくは免除を受けようとする者（当該課税貨物を使用又は消費する者）の名をもって輸入申告をしなければならないこととされている（いわゆる「限定申告」）が、当該輸入申告を行う者（以下「輸入申告者」という。）が単なる名義人であって当該課税貨物を実質的に輸入する者（以下「実質的な輸入者」という。）が別に存在する場合において、次の<u>全て</u>に該当するときは、実質的な輸入者が当該課税貨物を保税地域から引き取ったものとして法第30条から第36条《仕入れに係る消費税額の控除等》の規定を適用する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>（個別対応方式の適用方法）</p> <p>11—2—18 個別対応方式により仕入れに係る消費税額を計算する場合には、その課税期間中において行った個々の課税仕入れ等について、必ず、課税資産の譲渡等にものみ要するもの、その他の資産の譲渡等にものみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとの区分しなければならない。したがって、例えば、課税仕入れ等の中から課税資産の譲渡等にものみ要するものを抽出し、それ以外のものを<u>全て</u>課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに該当するものとして区分することは認められないのであるから留意する。</p> <p>（課税売上割合に準ずる割合の適用範囲）</p> <p>11—5—8 課税売上割合に準ずる割合の適用に当たっては、その事業者が行う事業の全部について同一の割合を適用する必要はなく、例えば、次の方法によることもできるのであるから留意する。</p>	<p>の規定により割当てを受け又は関税暫定措置法の規定により関税の軽減若しくは免除を受ける場合には、当該割当てを受けた者又は軽減若しくは免除を受けようとする者（当該課税貨物を使用又は消費する者）の名をもって輸入申告をしなければならないこととされている（いわゆる「限定申告」）が、当該輸入申告を行う者（以下「輸入申告者」という。）が単なる名義人であって当該課税貨物を実質的に輸入する者（以下「実質的な輸入者」という。）が別に存在する場合において、次の<u>すべて</u>に該当するときは、実質的な輸入者が当該課税貨物を保税地域から引き取ったものとして法第30条から第36条《仕入れに係る消費税額の控除等》の規定を適用する。</p> <p>(1)～(3) 同左</p> <p>（個別対応方式の適用方法）</p> <p>11—2—18 個別対応方式により仕入れに係る消費税額を計算する場合には、その課税期間中において行った個々の課税仕入れ等について、必ず、課税資産の譲渡等にものみ要するもの、その他の資産の譲渡等にものみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとの区分しなければならない。したがって、例えば、課税仕入れ等の中から課税資産の譲渡等にものみ要するものを抽出し、それ以外のものを<u>すべて</u>課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに該当するものとして区分することは認められないのであるから留意する。</p> <p>（課税売上割合に準ずる割合の適用範囲）</p> <p>11—5—8 課税売上割合に準ずる割合の適用に当たっては、その事業者が行う事業の全部について同一の割合を適用する必要はなく、例えば、次の方法によることもできるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ただし、この場合には、適用すべき課税売上割合に準ずる割合の<u>全て</u>について税務署長の承認を受けなければならないのであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(簡易課税制度の不適用の特例申請ができる課税期間)</p> <p>13—1—9 法第37条の2第6項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》の規定により災害その他やむを得ない理由の生じた日（以下13—1—9において「災害等の生じた日」という。）の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間において簡易課税制度の適用を受けることをやめることができる課税期間は、令第57条の3第1項各号《災害等があった場合の簡易課税制度の届出等に関する特例》に規定する要件の<u>全て</u>に該当する課税期間のうち、いずれか一の課税期間に限られることに留意する。</p> <p>(注) 省略</p> <p>(性質及び形状を変更しないことの意義)</p> <p>13—2—2 令第57条第5項第1号に規定する第一種事業（卸売業）及び同項第2号に規定する第二種事業（小売業）は、同条第6項の規定により「他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業」をいうものとされているが、この場合の「性質及び形状を変更しないで販売する」とは、他の者から購入した商品そのまま販売することをいう。</p> <p>なお、商品に対して、例えば、次のような行為を施したうえでの販売であっても「性質及び形状を変更しないで販売する」場合に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1) 他の者から購入した商品に、商標、ネーム等を貼付け又は表示する</p>	<p>ただし、この場合には、適用すべき課税売上割合に準ずる割合の<u>すべて</u>について税務署長の承認を受けなければならないのであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) 同左</p> <p>(簡易課税制度の不適用の特例申請ができる課税期間)</p> <p>13—1—9 法第37条の2第6項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》の規定により災害その他やむを得ない理由の生じた日（以下13—1—9において「災害等の生じた日」という。）の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間において簡易課税制度の適用を受けることをやめることができる課税期間は、令第57条の3第1項各号《災害等があった場合の簡易課税制度の届出等に関する特例》に規定する要件の<u>すべて</u>に該当する課税期間のうち、いずれか一の課税期間に限られることに留意する。</p> <p>(注) 同左</p> <p>(性質及び形状を変更しないことの意義)</p> <p>13—2—2 令第57条第5項第1号に規定する第一種事業（卸売業）及び同項第2号に規定する第二種事業（小売業）は、同条第6項の規定により「他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業」をいうものとされているが、この場合の「性質及び形状を変更しないで販売する」とは、他の者から購入した商品そのまま販売することをいう。</p> <p>なお、商品に対して、例えば、次のような行為を施したうえでの販売であっても「性質及び形状を変更しないで販売する」場合に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1) 他の者から購入した商品に、商標、ネーム等をはり付け又は表示する</p>

改 正 後	改 正 前
<p>行為 (2)、(3) 省略</p> <p>(令第72条第2項に規定する用語の意義等)</p> <p>16—1—2 令第72条第2項《一部事務組合の一般会計・特別会計の区分》に規定する用語の意義等は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) その他法令において特別会計を設けることが<u>義務付け</u>られている事業 地方公営企業法第17条《特別会計》、高齢者の医療の確保に関する法律第49条《特別会計》、国民健康保険法第10条《特別会計》に係る事業等が含まれる。</p> <p>(国又は地方公共団体の特別会計が受け入れる補助金等の使途の特定方法)</p> <p>16—2—2 国又は地方公共団体の特別会計において、資産の譲渡等の対価以外の収入がある場合における令第75条第1項第6号及び同条第4項《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》の規定による使途の特定の方法は、次による。</p> <p>(注) 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 国又は地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書において使途を特定する場合 (1)により使途が特定されない補助金等については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により使途を特定することができる。 イ～ハ 省略 ニ イからハまでによっては使途が特定できない補助金等 当該補</p>	<p>る行為 (2)、(3) 同左</p> <p>(令第72条第2項に規定する用語の意義等)</p> <p>16—1—2 令第72条第2項《一部事務組合の一般会計・特別会計の区分》に規定する用語の意義等は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) 同左</p> <p>(4) その他法令において特別会計を設けることが<u>義務づけ</u>られている事業 地方公営企業法第17条《特別会計》、高齢者の医療の確保に関する法律第49条《特別会計》、国民健康保険法第10条《特別会計》に係る事業等が含まれる。</p> <p>(国又は地方公共団体の特別会計が受け入れる補助金等の使途の特定方法)</p> <p>16—2—2 国又は地方公共団体の特別会計において、資産の譲渡等の対価以外の収入がある場合における令第75条第1項第6号及び同条第4項《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》の規定による使途の特定の方法は、次による。</p> <p>(注) 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 国又は地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書において使途を特定する場合 (1)により使途が特定されない補助金等については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により使途を特定することができる。 イ～ハ 同左 ニ イからハまでによっては使途が特定できない補助金等 当該補</p>

改 正 後	改 正 前
<p>助金等の額に、当該課税期間における支出（(1)又はイ若しくはロにより用途が特定された補助金等の用途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費のうちハにおいて処理済みの部分を除く。）のうちの課税仕入れ等の支出の額とその他の支出の額の割合を乗じて、課税仕入れ等の支出に対応する額とその他の支出に対応する額とに按分する方法によりその用途を特定する。</p> <p>この場合、これらの計算過程を令第75条第1項第6号ロに規定する文書において明らかにする。</p> <p>また、この按分計算において、借入金等の返済費又は償還費でハにおいて処理済みの部分以外の部分に用途が特定されていることとなった補助金等の部分については、更にハの方法で当該借入金等に係る事業が行われた課税期間に遡って用途を特定する。</p> <p>なお、地方公営企業法第20条の適用がある公営企業については、同法施行令第9条第3項の損益的取引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行うものとする。</p>	<p>助金等の額に、当該課税期間における支出（(1)又はイ若しくはロにより用途が特定された補助金等の用途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費のうちハにおいて処理済みの部分を除く。）のうちの課税仕入れ等の支出の額とその他の支出の額の割合を乗じて、課税仕入れ等の支出に対応する額とその他の支出に対応する額とにあん分する方法によりその用途を特定する。</p> <p>この場合、これらの計算過程を令第75条第1項第6号ロに規定する文書において明らかにする。</p> <p>また、このあん分計算において、借入金等の返済費又は償還費でハにおいて処理済みの部分以外の部分に用途が特定されていることとなった補助金等の部分については、更にハの方法で当該借入金等に係る事業が行われた課税期間にさかのぼって用途を特定する。</p> <p>なお、地方公営企業法第20条の適用がある公営企業については、同法施行令第9条第3項の損益的取引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行うものとする。</p>